

医療情報取得加算に関する掲示

外来診療における医療情報取得加算について、当院では次のような取組を行っています。

○当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。

○患者さまに対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。

○国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定しております。マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

	マイナ保険証利用	点数
初診時	しない	3点
	する	1点
再診時 (3か月に1回)	しない	2点
	する	1点

管理部門	承認	院長	掲示期間
総務課	沖田	高野	2025.4.1 ~